

『入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書』について

1. 目的

患者に安心かつ安全な医療を提供することを目的として、『入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書』を運用する。

2. 方法

米沢市立病院は入院が予定された全患者を対象として、患者のかかりつけ薬局と『入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書』を運用して連携する。この連携にて入院前の患者の服薬状況等に係る情報をかかりつけ薬局より病院へ入院前に情報提供していただくことと、手術および検査前に患者に対する中止薬の誤服用を防止するための薬剤管理指導および服薬支援を入院前に適切に行うこととする。

3. 入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書依頼の運用フロー

3-1. 依頼書の発行

医師

- ① 患者の受診があり、外来にて手術や検査等の入院予定を立てる。
- ② 入院予定が立ち、現在の服用薬で中止薬がある場合はその旨をカルテに記載し、外来看護師へ指示を行う。

看護師（外来看護師、入退院支援センター看護師）

- ① 看護師は患者へ「かかりつけ薬局」を確認する。（患者が「かかりつけ薬局」が無い場合は医療安全上も一元管理できる「かかりつけ薬局」を推奨する。）
- ② 中止薬がある場合、看護師は主治医より内服薬剤に手術および検査前中止薬指示を受け、患者へ中止薬の薬剤名および中止期間の説明を行う。
- ③ 米沢市立病院は「かかりつけ薬局」と連携し、後日患者へ「かかりつけ薬局」より連絡があり服薬指導・支援をしてもらうことを説明する。
- ④ 文書管理にある「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」に【かかりつけ薬局名】、【入院予定日】、【手術検査予定日】を記載し、【中止薬 有・無】を☑を入力し、情報提供書とお薬手帳のコピー等を薬剤部へ搬送する。
- ⑤ 入院予定日、手術検査予定日が未定の場合、日程が決まり次第、外来看護師は薬剤部へ連絡する。
- ⑥ 入院が延期などになる場合は外来より速やかに入退院支援担当薬剤師へ連絡する。

病院薬剤師（入退院支援担当薬剤師）

- ① 外来より薬剤部へ「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」が提出を受け、担当薬剤師は中止薬がある場合、中止指示情報をカルテより確認し、【中止期間】と【中止薬剤】を記載

する。

- ② 担当薬剤師は確認の際にお薬手帳のコピー、紹介状、当院処方録などカルテ情報のある範囲で、他に中止薬に当たる薬剤は無いかを確認する。該当がある場合は外来へ疑義照会を行い、適宜中止薬の指示を情報提供書へ追加記載を行う。
- ③ 病院記載事項の漏れが無いことを確認し、「入院前中止指示薬剤の薬剤管理依頼」を薬剤部から記載のあるかかりつけ薬局へメールにて依頼書を送信する。
- ④ 依頼書を送信時に患者リストを作成する。
- ⑤ 外来より入院延期と連絡を受けた場合、速やかにかかりつけ薬局へその旨連絡する。

3-2. 依頼書の受け取りと服薬指導

かかりつけ薬局

- ① 「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」の患者情報・薬剤管理依頼「詳細」・薬剤の中止月日および名称の記載内容を確認する。
- ② 薬局より患者と連絡を取り、現在内服している全ての薬剤などを持参してもらう。場合によっては患者宅へ訪問して指導を行う。
- ③ 中止薬指示がある場合は中止薬剤名および中止期間の指導を行い、中止薬を服用しないように分包変更などの服薬支援を適切に行う。
- ④ 中止指示薬には無いが、他院処方薬などで中止が必要な薬剤などがある場合は、速やかに米沢市立病院薬剤部へ報告し、指示を受ける。報告は疑義照会と同じ運用にて薬剤部へ連絡する。
- ⑤ 中止薬については米沢市立病院薬剤部のホームページ上に公開してある「手術・検査前に注意する医薬品（医療従事者向け）」などを参照する。ただし、術前に絶食のため中止となる糖尿病薬や、アブレーション治療などで不整脈の確認のため中止となる抗不整脈薬なども中止となる場合もあり、中止指示は抗凝固剤、抗血小板剤のみではないことを留意する。
- ⑥ 患者が入院時に持ち込む薬を間違いなく持参できるように、入院時持参分として基本 14 日分を準備する。残薬の都合上、不足する場合はその時点である分にて準備を行う。処方が揃い、その上で服薬支援・指導を行う。
- ⑦ 服用している市販薬や健康食品を確認し、全て手術 1 週間前から中止するよう指導する。
- ⑧ 中止薬の中止日、もしくは前日などに患者へ電話などにより確認を行う。
- ⑨ 「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」の【返信：薬局記載欄】を記載する。保険医療機関への情報提供にあたっては、「1」、「2」及び「3」を記載した上で、必要に応じて「4」又は「5」により、患者の処方状況を報告すること。
 - 「1」 受診中の医療機関、診療科等に関する情報（必要に応じて、備考欄に受診・通院目的を記載する）
 - 「2」 現在服用中の薬剤の一覧（必要に応じて、続紙に記載して添付する。ジェネリック医薬品などは屋号も記載する。抗凝固剤・抗血小板剤・抗血小板作用のある薬剤

に関しては備考欄へ【抗血栓】と記載する。糖尿病薬に関しては備考欄へ【糖尿病】と記載する。)

「3」 患者の服薬状況（服薬管理を行っている者について、あてはまる項目に☑ を付ける）

「4」 併用薬剤の情報

「5」 服薬アレルギー情報・その他（必要に応じて、お薬手帳、血液検査の結果の写しなどを添付する）

- ⑩ 記載した「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」は、指導の翌日までに入退院支援専用メールアドレス（r_yakuzai@yone-city-hp.jp）へ返信する。
- ⑪ 一連の流れは依頼後、数日以内から遅くとも入院 1 週間前までに行う。
- ⑫ 患者がかかりつけ薬局を持たない場合などは、当該薬局へ初来局を希望される方の対応も行う。
- ⑬ 薬局から患者と連絡が取れない場合は米沢市立病院薬剤部へ速やかに連絡する。

3-3. 返書の対応

地域連携室・薬剤部

- ① かかりつけ薬局より返書が FAX にて届いた場合、薬剤部へ搬送する。

病院薬剤師（入退院支援薬剤師）

- ① かかりつけ薬局より情報提供書の疑義照会があった場合は、該当外来と速やかに連絡を取り対応する。
- ② かかりつけ薬局により「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」が届き次第、患者指導内容を確認する。
- ③ かかりつけ薬局の指導内容に疑義がある場合（指示と異なる指導となっている場合や他医院処方薬の中止薬の指導漏れなど）は、速やかに当該保険薬局に確認し、該当外来へも報告、追加指導依頼などの対応を行う。
- ④ 入院 10 日前に返書が来ていない場合は、かかりつけ薬局に問い合わせを行う。
- ⑤ 患者が入院する際に持参薬と「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」の内容を確認し、病棟薬剤師へ、現在服用中の薬剤や中止薬情報について情報共有を行う。
- ⑥ メールにて届いた返書は内容を確認し、中止薬指導などで疑義が無ければ当該外来へ搬送する。手書きの返書は文書管理にある「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」に入力し、内容を確認の上、印刷したものを当該外来へ搬送する。

看護師（当該外来）

- ① かかりつけ薬局の返書を確認し、主治医に報告する。

医師

- ① かかりつけ薬局の返書を確認する。中止指示など追加があれば指示を行う。

4. その他

- 1. 中止薬について当院にて適切に指示を行い、且つ、かかりつけ薬局が薬剤管理指導・服薬支

援をしても中止薬を誤服用してしまった場合は、薬局の重大な誤りが無ければ患者の自己責任となる。

米沢市立病院 薬剤部 平成 31 年 2 月 作成

令和 4 年 8 月 改訂

令和 5 年 5 月 改訂